

島根県報

号外第一八号
平成十五年三月十八日
(火曜日)

区画の数
六

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

選管告示

島根県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することが
できる日

島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することが
できる区画の数

目次

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第十七号

平成十五年四月十三日行う予定の島根県知事選挙における公職選挙法（昭和一十五年法律第二百号）第一百四十四条の二第五項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成十五年三月十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会告示第十八号

平成十五年四月十三日行う予定の島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成十五年三月十八日

平成15年3月18日

島根県報

号外第18号 (2)

平成十五年三月十八日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金二千四百二十円

(送料共)